

○化粧品原料基準の一部改正について

(平成一一年八月六日)

(医薬発第九四九号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一一年八月六日厚生省告示第一八一号をもって化粧品原料基準(昭和四二年八月厚生省告示第三二二号)の一部を改正されたので、左記事項に御留意のうえ、貴管下関係者に対し周知徹底を図るとともに、今後の円滑な運用について遺憾のないように御配慮をお願いいたしたい。

記

一 一部改正について

- (一) 八三品目の化粧品原料について規格の一部改正が行われたこと。
- (二) 一般試験法の定性反応及びヨウ素価測定法について一部改正が行われたこと。
- (三) 一般試験法に吸光度比法が新たに追加されたこと。
- (四) 試薬・試液について四試薬及び四試液を削除し、一試薬が追加されたこと。

二 運用上の注意

本基準は平成一一年八月六日から施行されるが、平成一二年二月五日までに製造され、又は輸入された化粧品については、なお従前の例によるべきものとされたこと。